よつばケアプラン運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社レイクリエイティブが設置する、よつばケアプラン(以下「事業所」という。)において実施する指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(事業の運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に 応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療 サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス 等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じる。
- 6 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は 行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1)名 称 よつばケアプラン
 - (2) 所在地 東京都町田市大蔵町 245-1 グリーンハイツ 201

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(主任介護支援専門員)介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者と兼務)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計

画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡 調整その他の便宜の提供を行う。

(3) 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。 ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
 - (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

- 第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。
- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応 当事業所内相談室又は<mark>利用者の指定する場所</mark>において行う。
- (2) 課題分析の実施
- ① 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- ② 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
- ③ 課題の分析については、「課題分析標準項目」を基に行う。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることを説明する。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、 担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求 めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか 否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により 利用者の同意を得るものとする。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び定期的な評価(モニタリング)

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的 に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、 必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。(情報通信機器を活用した定期的な評価を可能とする)

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう 努めることとする。

(指定居宅介護支援の利用料等)

- 第8条 居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする(最終頁参照)。
- 2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動 車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - ・通常の事業の実施地域を越え1Km毎に 100円
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容 及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受 けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は

町田市、稲城市、相模原市、川崎市麻生区、横浜市青葉区を地域とする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速 やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査 に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って 必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的 に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るも のとする。

(衛生管理・感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

- 第13条 事業所は事業所において感染症が発生又は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事項)

- 第15条 事業所は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策 定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制について も検証、整備するものとする。
 - (1) 事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - ・採用時研修 採用後6か月以内
 - ・継続研修 年1回
 - (2) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - (3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - (4) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - (5) 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - (6) この規程に定める事項の以外の、運営に関する重要事項は株式会社レイクリエイティブと事業所管理者と の協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、2024年4月1日から施行する。
- この規程は、2024年8月12日に改定する。

(第7条(1)(7)第13条・15条追記 14条・16条・17条条番号修正)

事業者が利用者に提供する居宅介護支援の内容、所定の料金、利用料等

【基本料金】

居宅介護支援の内容	介護保険 適用有無	一ヶ月あたりの単位数	一ヶ月あたり の利用料
①居宅サービス計画の作成		居宅介護支援費(I)	
②居宅サービス事業者との 連絡調整	左の①~⑦の	要介護1・2 1,086単位/月	介護保険適用となる場合に
③サービス実施状況把握、 評価	内容は、	要介護3・4・5 1、411単位/月	は、利用料を 支払う必要が
④利用者状況の把握	居宅介護支援の一連業務として、	居宅介護支援費(Ⅱ) 要介護 1 · 2 5 2 7 単位/月	ありません。
⑤給付管理	介護保険の対象	要介護3・4・5 683単位/月	
⑥要介護 (支援) 認定申請に 対する協力、援助 ⑦相談業務	が酸保険の対象となるものです。	居宅介護支援費(Ⅲ) 要介護 1 · 2 3 1 6 単位/月 要介護 3 · 4 · 5 4 1 0 単位/月	(全額が介護 保険により 負担されま す)

【加算料金一覧】

【加算料金一覧】

加算の内容	介護保険	一回あたりの料金	一ヶ月あたり
	適用有無		の利用料
① 初回加算		300単位/月	
② 入院時情報連携加算(I)		250単位/月	介護保険適用と
③ 入院時情報連携加算(Ⅱ)		200単位/月	なる場合には、
④ 退院・退所加算 (I) イ		450単位/月	利用料を支払う
⑤ 退院・退所加算(I)ロ	左の内容は、	600単位/月	必要がありませ
⑥ 退院・退所加算(Ⅱ)イ	介護保険の	600単位/月	λ_{\circ}
⑦ 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	対象となる	7 5 0 単位/月	
⑧ 退院・退所加算(Ⅲ)	ものです	900単位/月	
⑨ 通院時情報連携加算		50単位/月	(全額が介護
⑩ 緊急時等居宅カンファレ		200単位/回(月2回まで)	保険により
ンス加算			負担されます)
⑪ ターミナルケアマネジメ		400単位/月	
ント加算			